

入会のご案内

【入会の手順】

- ① 入会申込書等に記入し、事務局へ提出（持参または郵送）
- ② 理事会にて承認（理事会開催日は、原則第1か第2土曜日）
- ③ 承認連絡後、御請求書などを郵送
- ④ 入金確認後（一ヶ月程度で）、会員証を郵送

【会費の支払方法】

- ① 横浜銀行またはかながわ信用金庫の口座から毎月27日引き落とし
(手数料は当会にて負担)
- ② 横浜銀行・かながわ信用金庫に口座がない場合は、半年毎の振込
4～9月分は4月末日まで振込・10～3月分は10月末日まで振込
(振込手数料はご負担下さい)

【入会後に受けることが出来る会員サービス】

・第I種・II種会員

- ① 藤沢市薬剤師会主催の研修会、会営薬局勉強会への無料参加
- ② 会員懇親会・新年会・ゴルフコンペ等への参加
- ③ 情報提供（理事会だより）
- ④ 学校薬剤師への推薦（第I種会員のみ）
- ⑤ 南北休日夜間診療調剤への派遣（第I種会員・店舗運営協力会員の事務職員）
- ⑥ 会員名簿作成
- ⑦ 藤沢市薬事センター会議室の会員価格利用
- ⑧ 会員慶弔規程の適用

・店舗運営協力会員

- ① 情報提供（保険薬局たより・会営薬局たより・一斉FAX等）
- ② 広報活動（薬局MAP発行・処方せん薬局一覧表発行・当会ホームページ掲載）
- ③ 会営薬局による分譲支援
- ④ 会営薬局内の無菌調剤室の会員価格利用
- ⑤ 店舗従業員の藤沢市薬剤師会主催の研修会・会営薬局勉強会への1店舗1名無料参加

一般社団法人藤沢市薬剤師会 事務局
〒251-0052 藤沢市藤沢 921
TEL : 0466-22-8664
開所時間：平日 8:30～17:00

入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人藤沢市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費等について定める。

(入会手続)

第2条 本会に入会しようとする者は、別紙様式の入会申込書に記入の上、第3条に定める入会金を添えて申し込まなければならない。

(入会金)

第3条 入会金の額は、次のとおりとする。

第Ⅰ種会員 10,000円

第Ⅱ種会員 10,000円

(会費)

第4条 会員は、理事会で承認を受けた月から会費を納入するものとする。

2. 会費の額は、次のとおりとする。

第Ⅰ種会員 月額 2,500円

第Ⅱ種会員 月額 2,500円

3. 前項の会員で薬局あるいは医薬品販売業の店舗を有する者は、店舗毎に店舗運営協力費を支払うことにより、情報提供・研修等のサービスを受けることができる。

会費の額は、藤沢市内で同一会員に所有されている店舗数により、次のとおりとする。

1店舗 月額 2,500円

2店舗 月額 4,500円

3店舗以上 月額 6,000円

(会費滞納扱)

第5条 会費の納入を怠り、催告を受けた後6ヶ月を経ても納入しない者は退会したものとする。

第6条 この規程は、定款第7条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

会 員 規 程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人藤沢市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第 3 章の規定に基づき、本会の会員の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員構成)

第 2 条 本会の会員は、定款第 5 条の規定に基づき第 I 種会員及び第 II 種会員とする。

- 2 第 I 種会員において、神奈川県藤沢市内に居住又は勤務しない事となった場合、その都度、当該会員は会員資格について理事会の承認を得なければならない。

第 2 章 入会等手続

(資格基準及び手続)

第 3 条 本会へ入会しようとする者は、別紙の入会申込書に必要事項を記入し、本会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書に対し、本会理事会において、入会の可否を決定し通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 4 条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報の取扱いについては、別に定めるものとする。

(会費)

第 5 条 会費に関する細則は、本会定款第 7 条により総会において別に定める「入会金及び会費規程」による。

(退会事由及び手続)

第 6 条 会員は、定款第 8 条の規定に基づき、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項及び定款第 9 条並びに定款第 10 条の定めにより会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

第3章 会員

(会員の資格等)

第7条 定款第5条に定める会員は、次のとおりとする。

第Ⅰ種会員 この法人の目的に賛同して入会した神奈川県藤沢市に居住又は勤務する薬剤師

第Ⅱ種会員 この法人の目的に賛同して入会した神奈川県藤沢市内に薬局又は医薬品販売業の店舗を開設する第Ⅰ種会員以外の個人

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議により行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。